

山形市宿泊税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 3 日

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市規則第 3 9 号

山形市宿泊税条例の施行期日を定める規則

山形市宿泊税条例（令和 8 年市条例第 1 号）の施行期日は、令和 9 年 4 月 1 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。